

ID: 3019

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	共済契約の募集の停止の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の7の5第1項において準用する保険業法第307条第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】	<p>法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第307条第1項の規定による。 (登録の取消し等)</p> <p>第307条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 特定保険募集人が第279条第1項第1号から第3号まで、第4号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第5号、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)、第10号若しくは第11号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が第289条第1項第1号から第3号まで、第4号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第5号、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。))若しくは第10号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第276条又は第286条の登録を受けたとき。</p> <p>(3) この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p>		
備考	<p>(保険業法等の準用)</p> <p>第9条の7の5第1項(抜粋) 保険業法第307条第1項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第3号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとする。</p>		
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	令和4年7月29日